

# 精華町災害廃棄物処理計画

令和 5 (2023) 年 3 月

精 華 町

# 目 次

## 第1章 総則

第1節 災害廃棄物処理計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の見直しのあり方について	2
第2節 基本的事項	3
1 処理主体	3
2 対象とする災害と廃棄物	4
3 災害廃棄物の発生量の推計	9
4 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計	11
5 仮置場	13
6 一般廃棄物処理施設等の状況	16

## 第2章 組織及び協力支援体制

第1節 処理体制と業務概要	17
1 体制と業務概要	17
第2節 関係機関との連携及び府・市町村・民間事業者との相互支援	28
1 自衛隊・警察・消防との連携	28
2 民間事業者等との支援協定の締結	28
3 都道府県・市町村・民間事業者による応援体制	28
4 災害ボランティア	29
第3節 広報と情報発信	31
1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報	31
2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報	32
3 住民への情報伝達方法	32
第4節 教育訓練・研修	33

## 第3章 災害廃棄物処理

第1節 発災後の処理体制の構築等	34
1 町灾害対策本部	34
2 災害廃棄物対策の担当組織	35
第2節 道路啓開	36
第3節 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分	37
第4節 し尿処理	39
第5節 災害廃棄物処理	40
1 災害廃棄物処理実行計画	40
2 発生量・処理可能量	41
3 収集運搬計画	41
4 災害廃棄物の処理方針	42
5 広域的な処理・処分	43
6 有害廃棄物・処理困難物等	43
第6節 仮置場の運営・管理	45

## 第4章 その他

第1節 感染症対策	47
1 廃棄物排出時の対策	47
2 ごみ処理時の対策	48
第2節 処理事業費等	49
1 補助金申請	49
2 町の補正予算	51
第3節 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	52
1 解体受付・確認・台帳作成	53
2 アスベスト含有の調査	53
3 工事費積算、発注図書作成、査定資料作成	53
4 入札・契約・解体工事	54
5 変更数量積算・完了図書作成	54
第4節 その他	55
1 環境対策、モニタリング、火災防止対策	55
2 思い出の品等	56
3 処理計画の見直し	57

# 第1章 総則

## 第1節 災害廃棄物処理計画の概要

### 1 計画策定の目的

精華町災害廃棄物処理計画（以下、本計画と言います。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、精華町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に復旧・復興させることを目的に策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定めた災害廃棄物対策指針（平成30年改定）に基づき策定し、京都府災害廃棄物処理計画及び精華町地域防災計画と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための基本的な考え方、処理方法や処理手順を示すものです。本計画と関連する計画の体系図を、図1-1に示します。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めますが、実際の被害状況等により柔軟に対応し、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を行います。

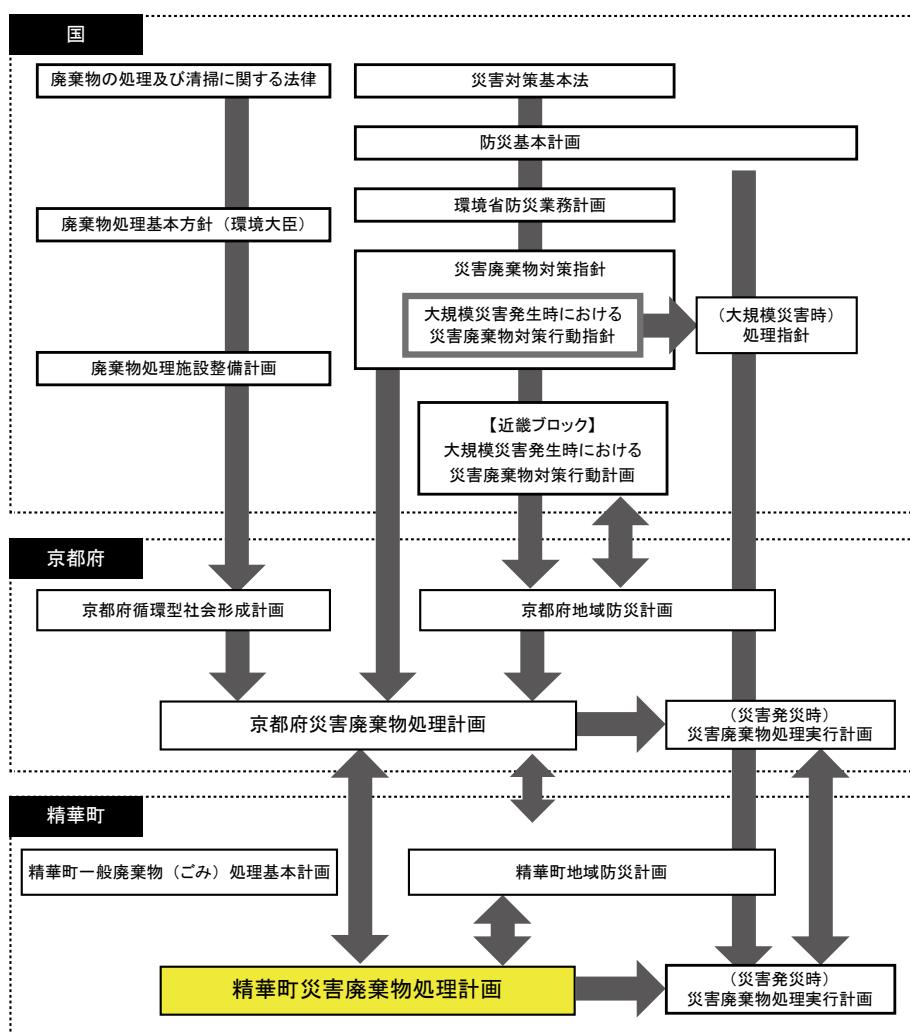


図1-1 計画の位置付け

### **3 計画の見直しのあり方について**

本計画は、精華町地域防災計画や京都府災害廃棄物処理計画が改定された場合、訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、状況の変化に応じて、適宜追加・修正を行うこととします。

#### **(1) 訓練の実施**

本計画に基づく訓練を年1回実施し、本計画を点検します。

#### **(2) 他の事例の情報収集**

他の地域で災害廃棄物処理を行っている場合には、対応状況等の情報収集に努めることとします。

#### **(3) 計画の定期的な見直し**

訓練結果や収集した情報を評価し、計画を見直します。見直しの履歴については、計画に明記します。

#### **(4) リストの更新**

協定締結事業者団体の会員リスト、府・市町村等連絡先一覧、府・府内市町村の廃棄物部局経験者リストやその他関係者の連絡先等については、年1回確認・更新し、常に最新の情報を維持します。

## 第2節 基本的事項

### 1 処理主体

#### (1) 本町の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物と解され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負うこととされていることから、本町が主体となって適正かつ迅速に処理を行います。

平常時においては、本町及び木津川市精華町環境施設組合（以下、環境施設組合と言います。）、相楽広域行政組合<sup>1</sup>（以下、行政組合と言います。）は災害時の対応について協議し、連携体制を構築し、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて体制整備を図ります。

#### (2) 木津川市精華町環境施設組合の役割

災害廃棄物は、可燃物については環境施設組合が設置した環境の森センター・きづがわで適正かつ迅速に処理を実施することを基本とします。

災害廃棄物の分別、収集運搬に係る指揮または助言を行い、環境施設組合の構成市である木津川市と連携して災害廃棄物の処理を実施します。

#### (3) 相楽広域行政組合の役割

町内で発生したし尿は、仮設トイレから発生する分も含めて、平常時同様に行政組合により収集し、大谷処理場で処理を実施することを基本とします。

避難所の開設状況や仮設トイレの設置状況等の情報共有を密に図り、行政組合の構成市である木津川市と相楽郡の笠置町、和束町及び南山城村と連携して適切且つ迅速なし尿処理を実施します。

#### (4) 府の役割

本町が被災した場合、府に災害廃棄物の処理に係る技術支援等を求めるものとします。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとしていることから、本町が地震等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、府に事務委託を行うこととします。

#### (5) 事業者の役割

本町及び府と災害時における協定を締結している民間事業者には、本町及び府の要請に応じ、速やかに支援するよう求めるほか、災害廃棄物の処理に関する事業者については、災害廃棄物の適正で迅速な処理を要請します。

---

<sup>1</sup> 旧相楽郡広域事務組合のこと。

## 2 対象とする災害と廃棄物

### (1) 対象とする災害

本町域で大規模な被害が想定されている地震は表 1-1 のとおり、生駒断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、木津川断層帯地震の 3つとされています。

また、風水害については、表 1-2 と図 1-3 で示す木津川氾濫によるハザードマップから想定される被害は表 1-3 のとおりで、風水害でも大きな被害が想定されています。

本計画では、表 1-1 で示した地震災害のうち、最も被害が大きいと想定される生駒断層帯地震及び木津川氾濫による浸水被害の被害想定を基本として計画を行います。

表 1-1 地震災害による被害想定

地震	(推定) 建物被害 (棟)		
	全壊	半壊	焼失
生駒断層帯	2,700	3,620	220
奈良盆地東縁断層帯	2,360	3,400	130
木津川断層帯	1,820	3,120	220

出典：日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定（平成 29 年 5 月 京都府）

表 1-2 想定される水害規模

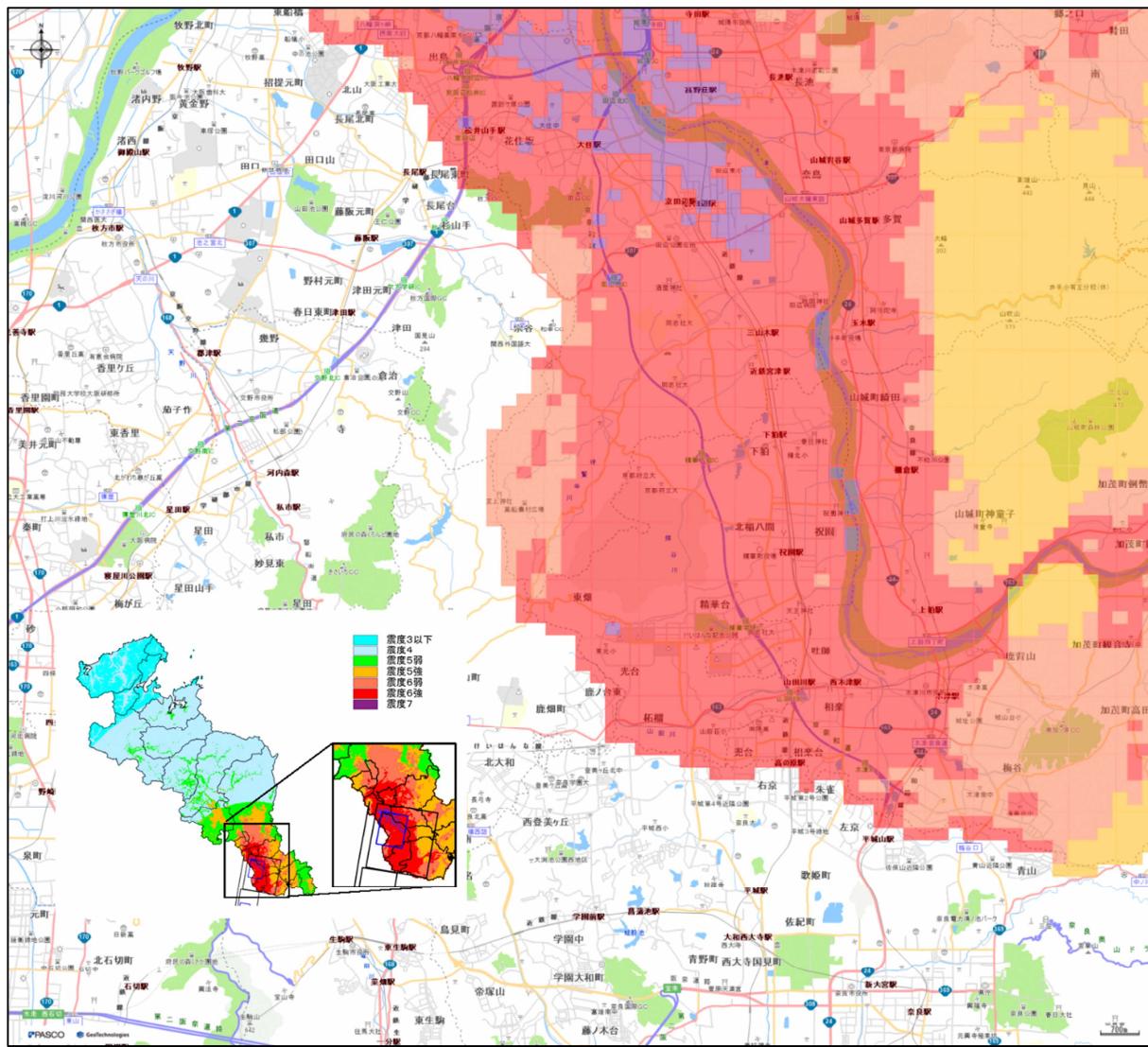
項目	内容
想定水害	木津川の氾濫（洪水）
想定雨量	12時間総雨量358mm

出典：「淀川水系木津川洪水浸水想定区域図」（令和 2 年 9 月確認時点、京都府マルチハザード情報提供システム  
<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>）

表 1-3 木津川氾濫による被害想定

災害種別	建物被害 (棟)				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	4,179	858	0	673	5,710

注：京都府マルチハザード情報提供システム公表によるデータの浸水深区分では、半壊（1.5m 以上-2.0m 未満）と床上浸水（0.5m 以上-1.5m 未満）の区分ができないため、危険側にとり「0.5m 以上-2.0m 未満」を「半壊」とした。



出典：京都府市町村協同 統合型地図情報システム及び京都府地震被害想定調査（H20 公表）を加工

図 1-2 生駒断層帯地震による震度分布図

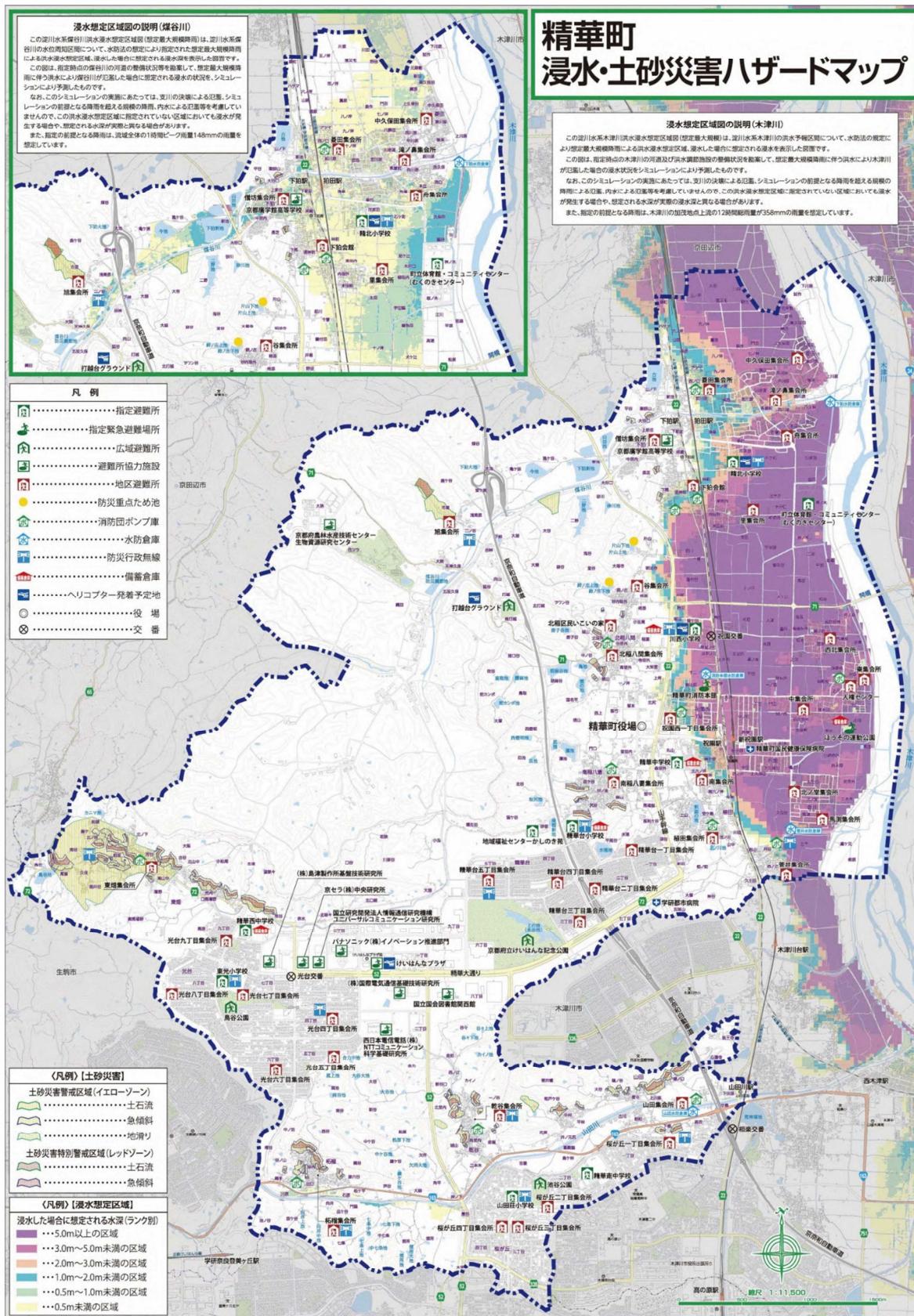


図 1-3 精華町 浸水・洪水ハザードマップ

## (2) 対象とする廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震や風水害及びその他自然災害により発生する廃棄物のうち、表 1-4 に示す生活環境の保全上支障があり、処理することが特に必要と認められる廃棄物です。また、避難所ごみなどの生活ごみは災害廃棄物ではありませんが、災害時に発生する廃棄物であることから、本計画でも対象としています。

なお、災害廃棄物対策指針に基づき、放射性物質及びこれによって汚染された災害廃棄物は、本計画の対象外とします。

また、道路や鉄道等の公共施設、工場、事業所等からの災害廃棄物の処理については、原則としてそれらの管理者が行うものとします。

表 1-4 対象とする災害廃棄物

種類	内訳
地震、水害及びその他自然災害により発生する廃棄物	木くず 柱、はり、壁材等の廃木材
	コンクリートがら等 コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず 鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	可燃物 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物 分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
	畳・布団 被災家屋から排出される畳又は布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電（4品目） 被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車等 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	腐敗性廃棄物 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場並びに飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物	有害物及び危険物 アスベスト含有廃棄物、P C B 廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、有害物質（フロン類、C C A、テトラクロロエチレン等）、スプレー缶、カセットボンベ、リチウムイオン電池、太陽光パネル等
	その他適正処理困難物 ピアノ、マットレス、漁網、石膏ボード等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）
	生活ごみ 家庭から排出される生活ごみ (災害廃棄物ではないが、災害時に発生する廃棄物であることから記載しています。)
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等 (観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。)
	し尿 仮設トイレ等からのくみ取りし尿 (観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。)

### (3) 災害廃棄物の特徴

地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴などを表1-5に示します。

災害の種類により、災害廃棄物の発生箇所、特徴及び組成は大きく異なることから、災害発生時には、被災状況を迅速に把握し、災害廃棄物処理の体制を整えるものとします。

なお、風水害による災害廃棄物は、水分を含んだ畳や家財道具が多く、これらは腐敗しやすいほか、衛生上の問題もあるため、浸水家屋は水が退いたら直ぐに片付けが始まるところから、地震災害よりも迅速な対応が必要です。

また、生ごみ等を含む生活ごみも、発災前と同様に排出されますが、腐敗等衛生面の問題があることから、迅速な収集を行うことが重要です。

表1-5 災害廃棄物の特徴など

	地震災害	風水害
発生箇所	・地盤や土地利用などの状況によって変化 (耐震性の低い建物や液状化しやすい土地の建物が被災)	・浸水被害は低地部に被害が集中 ・土砂災害は急傾斜地や谷出口などに集中
特徴	・時期を問わず、突発的に発生 ・家財などと倒壊家屋解体廃棄物に分別 ・倒壊家屋解体には重機使用	・夏～秋季を中心に発生(集中豪雨や台風時期) ・腐敗、悪臭及び汚水を発生 ・浄化槽が浸水するとプロアーチの故障などで浄化槽機能が損なわれる場合が多い
組成の違い	・大型ごみが大量に発生 ・処理困難物などが発生 ・倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生	・木くずや大型ごみ(家具など)が大量に発生 ・水分を含んだ畳や土砂付着家具などが大量に発生 ・大量の生木、流木が混入

### 3 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、災害廃棄物処理計画を作成するための基礎資料として重要です。

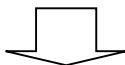
#### (1) 地震被害による災害廃棄物発生量

本計画で想定する地震被害による災害廃棄物の発生量の推計は、表 1-6 のとおりです。

本計画では、最も甚大な被害が想定されている、生駒断層帯地震では 416,320t の災害廃棄物の発生が推計されます。

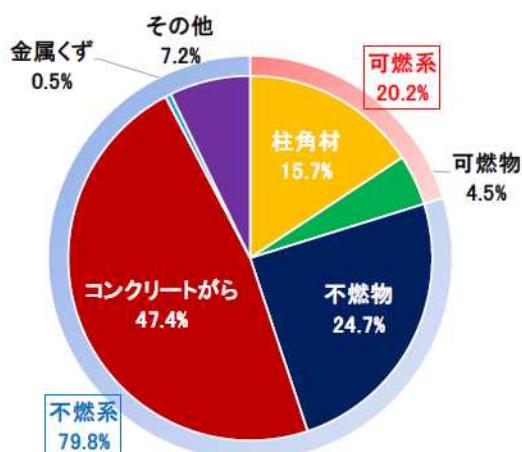
表 1-6 地震被害による災害廃棄物の推計発生量

区分	被災戸数	原単位	廃棄物発生量	備考
全壊	2,700 棟	117 t／棟	315,900 t	
半壊	3,620 棟	23 t／棟	83,260 t	
木造焼失	220 棟	78 t／棟	17,160 t	
合 計			416,320 t	



種類	構成比 (%)	発生量 (t)
合 計	100	416,320
可燃物	4.5	18,734
不燃物	24.7	102,831
コンクリートがら	47.4	197,336
金属くず	0.5	2,082
柱角材	15.7	65,362
その他	7.2	29,975

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 28 年熊本地震）より



出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法（平成 28 年熊本地震）より

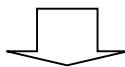
図 1-4 災害廃棄物（地震災害）の種類別構成比

## (2) 風水害被害による災害廃棄物発生量

本計画で想定する風水害被害による災害廃棄物の発生量の推計は、表 1-7 のとおりで、生駒断層帯地震による災害廃棄物発生量を上回る 509, 094t の災害廃棄物が発生すると考えられます。

表 1-7 風水害被害による災害廃棄物の推計発生量

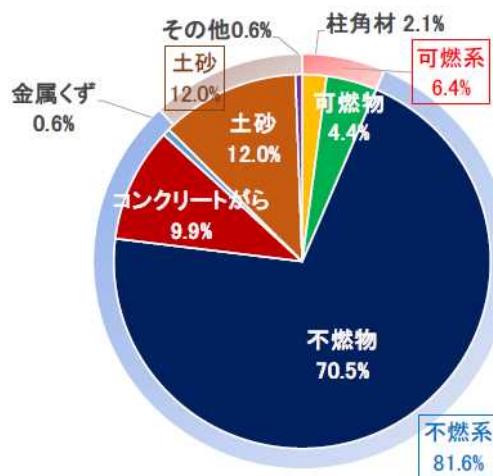
区分	被災戸数	原単位	廃棄物発生量	備考
全壊	4, 179 棟	117 t／棟	488, 943 t	
半壊	858 棟	23 t／棟	19, 734 t	
床下浸水	673 世帯	0. 62 t／世帯	417 t	
合 計			509, 094 t	



種類	構成比 (%)	発生量 (t)
合 計	100	509, 094
可燃物	4. 4	22, 400
不燃物	70. 5	358, 657
コンクリートがら	9. 9	50, 146
金属くず	0. 6	3, 055
柱角材	2. 1	10, 691
土砂・その他	12. 6	64, 146

注. 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しないことがある。

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法  
(平成 27 年関東・東北豪雨(常総市)) より



出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法  
(平成 27 年関東・東北豪雨(常総市)) より

図 1-5 災害廃棄物（風水害）の種類別構成比

## 4 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計

### (1) 避難所ごみの発生量

本計画で想定する避難所ごみの発生量は、生駒断層帯地震被害による避難者数を用いて、次の方で算出するものとします。

また、避難所ごみだけでなく、家庭から排出される通常の生活ごみ（燃やすごみ）についても収集・処理は継続する必要があるため、速やかに避難所も考慮したごみ収集体制に移行できるよう検討を行います。収集した避難所ごみは生活ごみと同様に、環境の森センター・きづがわで処理を行います。

なお、生活ごみの排出は、発生した災害廃棄物と混在しないように収集方法の確立・住民への周知を徹底し、仮置場へは生活ごみを搬入しないように周知します。

また、資源ごみや不燃ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、収集運搬・処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所において保管してもらうこともあります。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (g/人・日)}$$

- ・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・原単位は、収集実績に基づき設定する。

表 1-8 生駒断層帯地震による避難所ごみの推計発生量

災害種別	避難者数 (人)	発生原単位 (g/人・日)	避難所ごみ 全量 (t/日)
生駒断層帯地震	11,400	783.1	8.9

注. 発生原単位は、通常時の住民 1 人 1 日当たりの収集実績を使用  
出典：発生原単位 令和 3 年度精華町実績より

### (2) 避難所におけるし尿発生量

本計画で想定する避難所における仮設トイレからのし尿発生量は、生駒断層帯地震被害による避難者数を用いて、次の方で算出するものとします。

仮設トイレを設置した場合は、設置翌日から回収が必要となります。そのため、設置に係る手順、必要車両（種類・台数）、手配先等をあらかじめ整理し、発災時には設置情報を幅広く収集するよう努めます。

$$\text{避難所におけるし尿の発生量} = \text{仮設トイレ必要人数} \times \text{し尿の 1 人 1 日平均排出量}$$

- ・仮設トイレ必要人数：避難所避難者数
- ・1 人 1 日平均排出量：1.7 L／人・日

表 1-9 生駒断層帯地震による避難所からのし尿発生量推計発生量

災害種別	避難者数 (人)	1 日当たりの し尿排出量 (L/日)	避難所における し尿処理需要量 (L)
生駒断層帯地震	11,400	19,380	58,140

### (3) 仮設トイレの必要基数

本計画で想定する仮設トイレの必要基数は、以下に示す方法で算出するものとします。

町による備蓄だけでなく、事業者への応援協定（レンタル）等により、必要基数を確保すると共に、携帯トイレ・段ボールトイレも活用します。

なお、避難所のトイレが利用可能な場合は、そのトイレも活用することとし、各避難所の既設トイレ数について整理を行います。

また、災害により上下水道に被害が出た場合は、既存の水洗トイレが利用できなくなることから、その場合は避難所への避難者以外に近隣住民が仮設トイレを利用するのも想定されます。その場合は、被害状況を整理しつつ避難者以外の利用者にも対応できる基数を設置することとします。

$$\text{仮設トイレ必要基数} = \text{仮設トイレ必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安}$$

- ・仮設トイレ必要人数：避難所避難者数
- ・仮設トイレ設置目安：仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画

仮設トイレの平均的容量：例 400 L

し尿の1人1日平均排出量：1.7 L／人・日

収集計画：3日に1回の収集

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法

表 1-10 生駒断層帯地震による避難所仮設トイレの必要基数

災害種別	避難者数 (人)	仮設トイレ使用人数をもとにした		
		100人/基	75人/基	20人/基
生駒断層帯	11,400	114	152	570

## 5 仮置場

### (1) 仮置場の分類

本計画で用いる仮置場の定義は、表 1-11 のとおりです。

仮置場には、処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を一時的に保管するためだけでなく、大量の災害廃棄物を被災現場から移動させることで、速やかな復興・復旧に向けた対応を行いやすくするための役割があります。

仮置場は住民が直接災害廃棄物や片付けごみを持ち込む一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場に分けられます。

一次仮置場は比較的生活圏に近い場所に、災害の規模・状況に応じて複数箇所設置します。二次仮置場は、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や、仮設の破碎・選別機等を設置して運営するので、出来るだけ生活環境に影響が無いように離れた場所に設置します。

また、これ以外に、被害状況によっては住民の利便性や生活環境・空間の確保・復旧を考慮して、被災した住民が一時的に家屋から搬出した災害廃棄物を集積する場所として、身近な公園等に住民用仮置場の設置も検討します。

表 1-11 仮置場の定義

一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設を設置し中間処理を行う場所。一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模に応じて、必要と認められる場合に設置する。

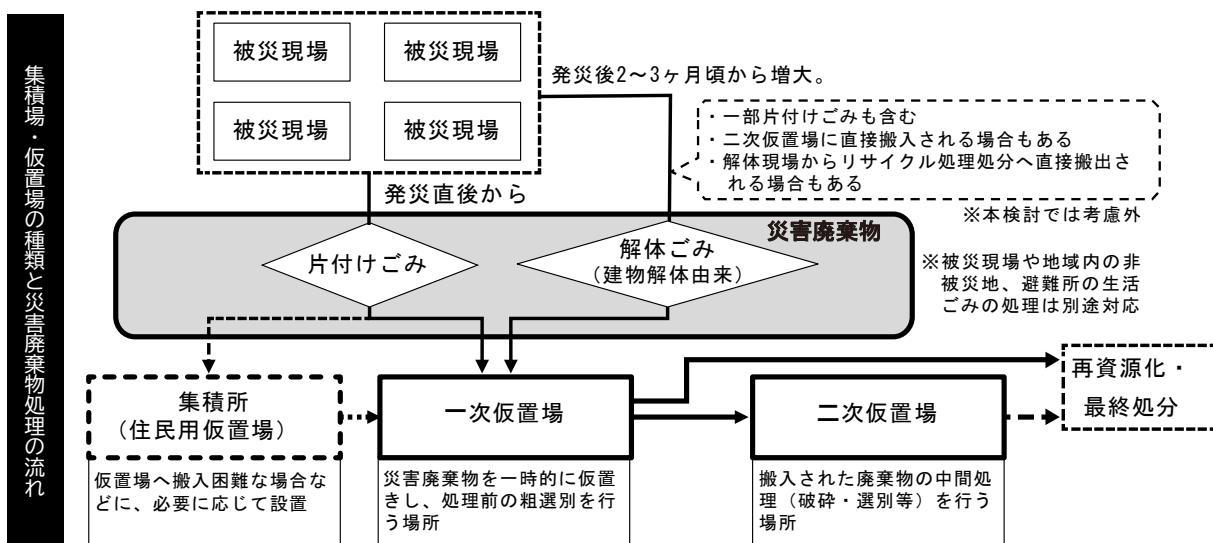


図 1-6 仮置場の定義と災害廃棄物処理の流れ

## (2) 必要面積の算出

災害廃棄物推計発生量を一度全て仮置場に搬入すると想定し、以下の方法で仮置場の最大必要面積を算出します。

生駒断層帯地震と木津川氾濫で発生する災害廃棄物を全て一度に仮置きする場合の、最大の必要面積の推計結果は、表 1-12 のとおりです。

ただし、実際には被災した建物の解体にある程度の期間が必要なことと、その間廃棄物の処理も進むことから、ここで示す広さを確保する必要はなく、処理期間にもよりますが 3 年で処理が完了すると仮定すると、この 2/3 程度の用地が必要となります。

また、片付けごみを搬入する集積所と建物解体によるがれき類を搬入する仮置場を分けることで、迅速に設置が必要な集積所と時間的余裕のある仮置場と分けることが出来るので、災害規模に応じて検討を行います。

$$\text{面積} = \frac{\text{集積量}}{\text{見かけ比重}} \times \frac{1}{\text{積み上げ高さ}} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量 : 災害廃棄物の発生量 - 処理量

処理量 : 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t / m³)、不燃物 1.1 (t / m³)

積み上げ高さ : 5 m 以下が望ましい

作業スペース割合 : 0.8 ~ 1

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】」

表 1-12 仮置場必要面積の推計結果

災害	廃棄物発生量 (t)	廃棄物発生量 (m³)	仮置場 必要面積 (ha)
生駒断層帯地震	416,320	512,263	13.7
	可燃物	18,734	4.6
	不燃物	102,831	2.5
	コンクリートがら	197,336	4.8
	金属くず	2,082	0.1
	柱角材	65,362	4.4
	その他	29,975	0.7
木津川氾濫	509,094	515,458	13.7
	可燃物	22,400	1.5
	不燃物	358,911	8.7
	コンクリートがら	49,891	1.2
	金属くず	3,055	0.1
	柱角材	10,691	0.7
	土砂・その他	64,146	1.6

### (3) 仮置場候補地の選定

大規模災害における仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から、設置期間が1年以上に及ぶことが予想されること、大規模公園、グラウンド、公民館、空地等は被災者の避難所・仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や災害復旧・復興期など時間の経過により必要とされる用途が変化する場合があることに留意し、打越台環境センター跡地などを第一候補として、次の条件に適合するような土地から複数箇所選定することとします。

- ・廃棄物処理施設跡地等の公有地（町有地、府有地、国有地等）
- ・仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の都市公園等
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地
- ・二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
- ・周辺の道路交通への影響が小さい地域
- ・河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれがある地域
- ・付着した泥・砂を洗い流した廃水の沈砂池が設置可能な場所

## 6 一般廃棄物処理施設等の状況

### (1) 施設整備状況

本町では平常時の一般廃棄物は、環境施設組合による共同処理を行っており、発災時でも適切な廃棄物処理に対応できる体制を整備します。

表 1-13 一般廃棄物処理施設一覧

施設種類	施設名称	年間処理実績量 (t/年)	処理能力 (t/日)
焼却施設	環境の森センター・きづがわ	23,717	94 (47×2)

※. 余力=処理能力 (t/日) × 実稼働日数 - 年間処理実績量  
実稼働日数は補修期間等による停止期間を加味した最大稼働日数とします。  
年間処理実績値は、令和3年度実績。

### (2) 処理可能量の算出

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況及び被災状況を把握し試算しますが、保有する廃棄物処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、府や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行います。

表 1-14 処理可能量（災害廃棄物対策指針の算出方法）

施設名	年間処理量 (実績) (t/年度)	処理能力 (t/日)	処理可能量 (t/2.7年)		
			低位	中位	高位
環境の森センター・きづがわ（参考値）	25,073	94	—	—	13,539
精華町分	9,022	94	—	—	4,872

注. 大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量 (t/3年) について算出するが、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年を設定する

出典：「環境の森センター・きづがわ パンフレット」（木津川市精華町環境施設組合）をもとに作成

表 1-15 処理可能量（施設の稼働状況を反映する算出方法（最大利用方式））

施設名	被災震度	日処理能力 (t/日)	年間稼動日数 (日)	年間最大処理能力 (t/年)	年間処理実績 (t/年度)	災害時対応余力 (t/年)	災害時対応余力 (t/3年)
環境の森センター・きづがわ（参考値）	6強	94	280	26,320	25,073	1,247	3,479
				9,471	9,022	449	1,333

注. 施設の被災震度は生駒断層帯地震による

注. 処理期間は、3年間処理した場合の処理可能量 (t/3年) について算出するが、事前調整、施設被災等を考慮し実稼働期間は年間稼働率を掛け合わせ設定する

出典：「環境の森センター・きづがわ パンフレット」（木津川市精華町環境施設組合）をもとに作成

## 第2章 組織及び協力支援体制

### 第1節 処理体制と業務概要

#### 1 体制と業務概要

##### (1) 組織体制

本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は、地域防災計画に定めるとおりとします。また、発災時には災害廃棄物処理を担当する組織を図2-1のとおり特別に設置します。

なお、本町においては、少数の職員で多くの役割を兼務する可能性が高いため、被害状況や災害の規模に応じて、近隣市町村、府等からの人的支援を受けて段階的に体制を構築する必要性についても事前に検討を行います。

各担当の業務内容は、表2-1のとおりです。

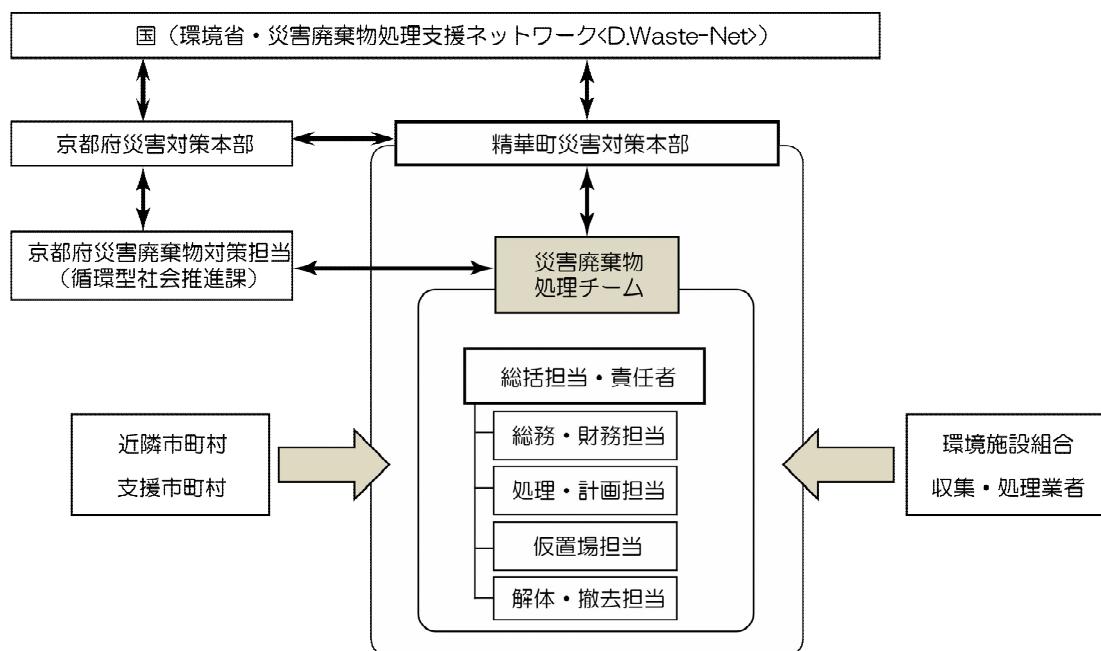


図2-1 災害廃棄物対策組織の構成

表 2-1 各担当の主な業務

部門	業務概要
総務・財務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理業務全般の総括</li> <li>・町灾害対策本部・本部員会議への要請・協議</li> <li>・庁内窓口、庶務、物品管理</li> <li>・組織体制整備</li> <li>・職員派遣・受入に係る調整</li> <li>・被災状況の情報収集</li> <li>・住民への広報・情報発信</li> <li>・広域処理に係る連絡調整</li> <li>・予算管理、契約事務</li> <li>・国庫補助関係事務</li> </ul>
処理・計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・し尿発生量の推計</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・被災者の生活に伴う廃棄物の収集</li> <li>・適正処理困難物等の処理ルートの確保</li> <li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li> <li>・災害廃棄物の収集業務管理</li> <li>・処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）</li> </ul>
仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場用地の選定・確保</li> <li>・仮置場の設置</li> <li>・仮置場の運営・管理</li> <li>・仮設処理施設の整備・管理</li> </ul>
解体・撤去担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開<sup>2</sup>の対応</li> <li>・解体・撤去申請窓口対応</li> <li>・被害判定の実施</li> <li>・解体・撤去業者の選定</li> <li>・解体・撤去工事の委託・管理</li> </ul>

<sup>2</sup> 道路啓開とは、災害で道路ががれきや土砂等で塞がれている場合や、道路に段差が生じている場合などに、緊急車両等が通行できるように、最低限のがれき処理や簡易な段差修正等により、救援ルートを開けることをいいます。

## (2) 各主体の業務分担

平常時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対策期及び災害復旧・復興期の各段階における本町、府及び国の業務分担は、表 2-2 及び表 2-3 のとおりです。

また、本町の発災後の各時期区分・フェーズで行う業務の概要は、表 2-4 のとおりです。

各フェーズは、災害規模等により異なりますが、初動期は発災から 7 日程度まで、応急対策は発災から 2 週間程度とそれ以降の 3 か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から 3 年程度を目安とします。

表 2-2 各主体の業務分担（平常時及び初動期）

主体	区分	平常時（事前準備）	初動期（発災直後）
町	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・関係機関との連絡体制の整備</li> <li>・支援協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理チームの設置</li> <li>・責任者の決定、指揮命令系統の確立</li> <li>・組織内部・外部との連絡手段の確保</li> </ul>
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の耐震化と災害対策</li> <li>・仮設トイレの確保</li> <li>・仮置場候補地の選定</li> <li>・災害時の廃棄物処理方針の検討</li> <li>・災害対策経験者リストの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況把握、府への報告</li> <li>・民間業者等への協力・支援要請</li> </ul>
	支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制（組織・人員・機材等）を含む計画</li> </ul>
府	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・関係機関との連絡体制の整備</li> <li>・支援協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対応した組織体制の確立</li> <li>・被災市町村との連絡手段の確保</li> <li>・広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間業者との連絡調整</li> </ul>
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託手続の検討</li> <li>・災害対策経験者リストの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集</li> <li>・被災市町村の支援ニーズの把握、国への報告</li> <li>・収集運搬、処理体制に関する支援・助言</li> </ul>
	支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点からの支援体制（組織・人員・機材等）の確保</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の財政支援の制度化</li> <li>・効果的な廃棄物処理制度の検討 (府・市町村等からも国へ働きかけ。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・府からの情報確認、支援ニーズの把握</li> <li>・緊急派遣チームの現地派遣</li> <li>・災害廃棄物処理対策協議会の設置</li> <li>・広域的な協力体制の整備</li> <li>・国際機関との調整</li> </ul>

表 2-3 各主体の業務分担（応急対策期及び災害復旧・復興期）

主体	区分	応急対策期	災害復旧・復興期
町	組織体制	・民間業者や府と連携した体制の整備	・組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・災害廃棄物の仮置き ・府・近隣市町村及び民間業者への支援要請 ・実行計画の策定 ・災害廃棄物処理の進捗状況	・実行計画の実施 ・復旧復興計画と合わせた処理・再資源化 ・民間業者等への支援要請 ・災害廃棄物処理の進捗管理
	支援	・支援に必要な情報収集・支援の実施 ・災害対策経験者の派遣	・支援に必要な情報収集・支援の実施 ・長期支援の実施検討
府	組織体制	・国や府内市町村、民間業者と連携した体制整備	・組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・被災市町村の情報収集・支援要請 ・実行計画の検討支援 ・実行計画の策定（事務委託を受けた場合） ・災害廃棄物処理の進捗管理（同上）	・被災市町村の情報収集・支援要請 ・実行計画の策定（事務委託を受けた場合） ・府による災害廃棄物の処理（同上） ・災害廃棄物処理の進捗管理（同上）
	支援	・支援に必要な情報収集、支援の実施 ・災害対策経験者の派遣	・支援に必要な情報収集、支援の実施 ・長期支援の実施検討
国		・府からの情報確認、支援ニーズの把握	・府からの情報確認、支援ニーズの把握

表 2-4 時期区分に応じた災害廃棄物等処理業務

時期区分 業務内容	初動期	応急対策期	復旧・復興期
(1) 災害廃棄物処理体制の確保等	災害廃棄物処理対応のための人員を確保。 早急に被害状況の把握。		
(2) 一般廃棄物処理施設の復旧等	一般廃棄物処理施設の被害状況に応じた、施設の復旧等。		
(3) 仮置場の設置	<p>ア 仮置場の設置 道路啓開、救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物その他被災住民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に一次仮置場を設置。なお、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生し、その処理のための手続に時間を要する可能性があるため、これらを一時的に保管する場所を確保。</p> <p>応急対策期には必要に応じ、関係者と調整、協議を行い、災害廃棄物の減容化、再資源化等を行うための二次仮置場を設置。</p> <p>自然発火による火災予防のため、災害廃棄物を高く積み上げる場合、ガス抜き管を設置するとともに、住民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努める。必要に応じて仮置場における大気（アスベストを含む。）、騒音・振動、土壤、水質等の環境モニタリングを実施。</p>		
(4) 収集運搬体制の構築等	平常時に検討した内容を基に、一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立。		
(5) 生活ごみ等の処理	廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などの対応を実施。		
(6) 災害廃棄物処理に係る受援・支援	廃棄物処理業者の支援だけでは迅速かつ適正な処理が困難な場合は、速やかに受援体制を整え、府に支援を要請。		
(7) 住民等への情報提供	<p>災害廃棄物の適正な処理に向けては、住民の協力が欠かせないところから住民が廃棄物の排出者である一方で、被災者でもあるという視点を忘れずに、丁寧で分かりやすい広報に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の収集方法</li> <li>○ 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法</li> <li>○ 分別の必要性、分別方法、分別の種類</li> <li>○ 家庭用ガスピンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、P C B 含有機器等の有害廃棄物の取扱方法</li> <li>○ 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止</li> <li>○ 生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底</li> <li>○ 家電4品目の排出方法</li> <li>○ 要配慮者に対する配慮の検討</li> <li>○ 最新情報の入手方法</li> <li>○ 災害廃棄物に関する問合せ先</li> <li>○ 安全対策（防じんマスクの着用等）等</li> </ul>		

時期区分 業務内容	初動期	応急対策期	復旧・復興期
(8) 建築物等の撤去		各種法令を遵守し、建築物の撤去を実施。	
(9) 災害廃棄物の適正な処理、処分		各種法令を遵守し、廃棄物の処理を実施。	
(10) 仮置場の運営、管理		<p>一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別回収は困難になり、処理費用の増大及び処理期間の長期化につながることから、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する。</p> <p>また、災害廃棄物の処理が滞ることがないよう次の事項を日々把握及び整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の搬出入量（種類ごと）、搬出入台数</li> <li>○ 災害廃棄物の保管量、保管場所、保管面積</li> <li>○ 災害廃棄物の搬出入者、搬出入車両</li> </ul> <p>&lt;搬出入量の管理方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場への不法投棄防止のため、仮置場への搬入者や搬入車両を管理</li> <li>・ 正確な搬出入量把握のため、トラックスケールを設置して計量保管量、保管場所、保管面積及び積み上げの高さについて図面で整理</li> </ul> <p>&lt;トラックスケールを設置していない初期段階&gt;</p> <p>災害廃棄物の体積及び比重から発生量を推計。災害復旧・復興期には、次の点を踏まえた仮置場の適切な運営・管理の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営に必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）等の確保</li> <li>・ 一次仮置場で被災現場から搬入されたものの保管や粗選別を行い、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破碎・選別、焼却等）</li> <li>・ 二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破碎・選別機）の必要性、必要基數及び設置箇所を検討</li> <li>・ 仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮。設置決定後は、関係法令に基づく手続（環境影響評価、都市計画決定等）、工事発注作業、設置工事等を進め、適切な運営・管理の実施</li> <li>・ 火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策</li> <li>・ 持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理</li> <li>・ 便乗ごみの混入防止</li> </ul>	
(11) 事務委託の実施	多量の災害廃棄物が発生し、自らその処理を行うことが困難な場合については、地方自治法の規定に基づき、府へ事務委託に係る協議を申し出る。 本町単独による処理が困難であると府が認めた場合、議決を経て、事務委託を実施する。		
(12) 災害廃棄物処理の進捗管理		<p>処理状況、業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理の実施。その際、短期的な目標を設定し、逐次、その達成状況の把握及び検証を行いながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。また、把握した情報は、府及び本町の災害廃棄物対策本部において共有する。</p> <p>応急対策期には、実行計画に基づき、災害廃棄物処理及び業務の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、要処理量の算定等を行うとともに、必要に応じて、人材、資機材を確保する。</p> <p>災害復旧・復興期には、応急対策期に掲げた仮置場の運営や住民の生活環境の確保、作業安全性の確保、住民への広報、国庫補助金対応等を実施する。また、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗状況等を進行管理する。なお、処理事業の完了時期見込みを検討する場合、仮置場の現状復旧に要する期間も考慮する。</p>	

出典：「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」（京都府府民環境部循環型社会推進課）を編集

### (3) 情報収集及び連絡体制

#### ① 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、表 2-5 に示す情報を災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとします。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとします。

表 3-5 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

区分	情報収集項目		目的	収集方法
避難所と避難者数の把握	担当者氏名・報告年月日	・避難所名・住所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握 ・生活ごみ、し尿の収集運搬ルートの検討	精華町災害対策本部より情報を収集する。
建物の被害状況の把握		・被災状況の把握（断水区域等） ・町内の建物の全壊及び半壊棟数 ・町内の建物の焼失棟数	・災害廃棄物廃棄物量及び種類等の把握 ・仮置場規模、用地の検討	
上下水道の被害及び復旧状況の把握		・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況	・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握	
道路・橋梁の被害の把握		・被害状況と開通見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルートの把握	

表 3-6 組織内部・外部との連絡手段

通信手段	概要	優先順位
電話	一般加入電話、携帯電話、IP電話	・使用可能であれば利用（使用）
無線	防災行政無線	・外部との情報連絡に利用（使用）
その他	メール、FAX、広報車、災害対策本部との連絡員を配置	・電話、無線以外に情報伝達が必要な場合は適宜使用

## ② 府と共有する情報

災害廃棄物処理について、京都府へ報告する情報を表2-7に示します。

町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに町内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行います。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎます。

正確な情報が得難い場合は、京都府に対して職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等によって、積極的な情報収集を行います。

また、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況については、発災後定期的に図2-2に示す様式により、府（府民環境部循環型社会推進課）へ報告します。

表3-7 京都府へ報告する情報の内容

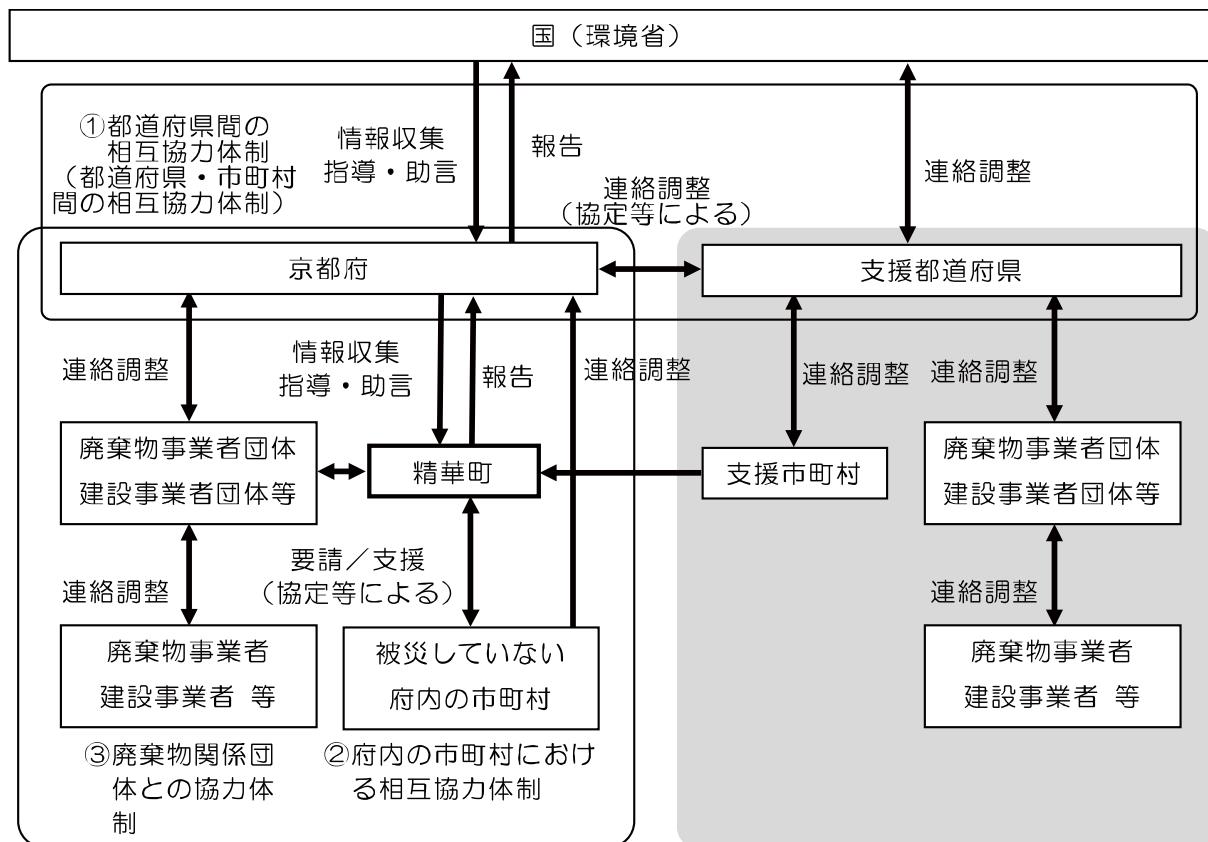
区分	情報収集項目	目的
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災状況</li><li>・復旧見通し</li><li>・必要な支援</li></ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮置場の位置と規模</li><li>・必要資材の調達状況</li></ul>	
腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li><li>・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li></ul>	生活環境の保全



### ③ 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）は、図 2-3 のとおりです。

広域的な相互協力体制を確立するために、府を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を一部修正

図 3-3 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

#### ④ その他関係者と共有する情報

##### ア 近隣市町村等との連絡

府との連絡手段の確保と同様に、近隣市町村等との連絡手段を確保し、表 2-8 のとおり情報の共有に努めることとします。

表 3-8 災害廃棄物に関する近隣市町村等と共有すべき情報

項目	内 容	
オープン スペース	広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化することから、オープンスペースに関する情報は随時更新することが望ましい
処理施設	焼却処理施設 し尿処理施設 最終処分場	処理施設の被害状況、アクセスの状況など施設機能に関する情報
資機材	収集運搬車両 重機 災害用トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材である収集運搬車両、重機、仮設トイレ等に関する情報
その他		避難所情報、緊急輸送路・交通規制状況、インフラ復旧状況

##### イ 庁内関係各課との連絡

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関係各課との連絡調整を行うこととします。

##### ウ 民間業者等との連絡

災害対策に関する応援協定を締結している民間業者等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行うこととします。

##### エ 連絡先

国・府・市町村等関連機関連絡先について、平常時から確認・整理し最新の情報を管理します。

## 第2節 関係機関との連携及び府・市町村・民間事業者との相互支援

### 1 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整します。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携をはかります。

また、災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供します。

### 2 民間事業者等との支援協定の締結

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片などのがれき類など産業廃棄物と同様の性状のものが多く、本町では処理の実績や処理施設が乏しいのが実情です。

このため、民間事業者の協力は、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、事前に協定の締結を行い、発災時には速やかに協力体制を構築するよう努めます。

また、他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には協定に基づき速やかに協力体制を構築します。

さらに、災害時における簡易トイレの必要数確保に対応するため、民間事業者と「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」の締結についても検討します。

上記の観点から、災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進めます。

※府では災害時における廃棄物処理等に関する協定を、公益社団法人京都府産業資源循環協会、京都府環境整備事業協同組合等と締結されています。

### 3 都道府県・市町村・民間事業者による応援体制

#### (1) 協定に基づく応援体制

大規模災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず、支援の必要が生じた場合、災害時における廃棄物処理等に関する協定について、速やかにこれらの協定を運用できるよう平常時から取扱いを確認するものとします。

他市町村等、都道府県による協力・支援については、あらかじめ締結している災害協定等に基づき、町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について的確に要請を行います。

協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用します。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、町の職員が不足する場合は、府に対して応援を要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、府職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらいます。

## (2) 災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援

京都府以外の都道府県に対して応援要請を行う場合は、府に支援要請を行うことで、締結している応援協定に基づき支援を受けることとします。

なお、府が締結している応援協定は、表 2-9 のとおりです。

表 3-9 災害応援協定等一覧（京都府）

協定	締結先
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会

## 4 災害ボランティア

### (1) 災害ボランティアの要請

災害時における災害ボランティアに対する要請については、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間など必要事項を明示して要請します。

ボランティアが必要な際は、精華町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）へ支援要請します。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返却等が想定されます。

大規模災害時には、様々な分野において柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が必要となります。災害ボランティアは、適切に活用すれば大きな力となることから、ボランティアの派遣を行う社会福祉協議会等に対し、平常時より、災害ボランティアによる災害廃棄物処理への適切な協力のあり方について調整を図ります。

### (2) 災害ボランティアによる作業時の留意事項

参考した災害ボランティアに、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品などの整理及び清掃などの作業を要請します。

発災時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、社会福祉協議会等と密接な連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるよう作業内容の指示、連絡などに十分配慮し、災害ボランティアの派遣状況についても、派遣を行う部局や社会福祉協議会等に対し、逐次、情報提供を依頼します。

なお、一般的なボランティアなどは廃棄物処理に不慣れであることから、災害廃棄物の分別方法や搬入場所の案内について、廃棄物部局が災害ボランティア向けのチラシ等を作成し、派遣を行う部局や社会福祉協議会等は、これによって災害ボランティアに対し派遣前にレクチャーを行います。

ボランティア活動に関する留意点として、表 2-10 に示す事項が挙げられます。このため、災害発生時にボランティア受け入れる際のトラブルや混乱を解消するため、平常時から受け

入れ体制について検討を進めます。

表 3-10 災害ボランティア活動の留意点

留意点
<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアの心構え、作業内容、ボランティア活動にあたっての注意事項等を説明する。 災害廃棄物の処理に関するボランティアに対しては、分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法について説明を行う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・分別や排出方法を分かりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくと良い。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物処理を円滑に行うため、ボランティアには災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を説明しておくことが望ましい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば災害ボランティアセンターで準備する。 特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナ、破傷風等の感染症予防及び粉じんに留意する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・マスクの着用や手洗い、予防接種の他、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けてもらう。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺地域を含めて感染症罹患者が多数発生している場合は、ボランティア活動の停止を行う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・平常時からの協定の締結や、発災時に災害ボランティアが実施すべき作業内容の整理する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・発災後最初の休日は、多くのボランティア活動により片付けごみ等の廃棄物が大量に排出されることを見越して収集計画を検討する。</li></ul>

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技12】等を参考に作成

### 第3節 広報と情報発信

#### 1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要です。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する必要があります。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用します。ホームページやSNS、回覧板等での情報発信は、迅速に対応出来るよう、平常時から文面等のひな形を準備しておきます。

表 3-11 広報する情報（例）

項目	内 容
全般	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物の収集方法</li><li>・排出場所、排出可能期間と時間、排出方法</li><li>・分別の必要性、分別方法、分別の種類</li><li>・家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、P C B 含有機器等の有害廃棄物の取扱方法</li><li>・要配慮者に対する補助や支援に関する情報</li><li>・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止</li><li>・生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底</li><li>・家電4品目の排出方法</li><li>・最新情報の入手方法</li><li>・災害廃棄物に関する問合せ先</li><li>・安全対策（防じんマスクの着用等）等災害廃棄物処理に関する情報の日常的な広報（事例紹介等）</li></ul>
住民用仮置場の設置状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物</li></ul> <p>※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。</p>
(一次・二次) 仮置場の設置状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物</li><li>・仮置場への搬入方法、分別方法、搬入可能時間等</li><li>・要配慮者に対する補助や支援に関する情報</li></ul> <p>※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。</p>
災害廃棄物処理の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）等</li></ul>

## 2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、ブロック等のほか、転倒した家財道具、水に浸かった家財道具などから構成されています。このため、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止等の対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量をある程度抑制することが可能です。特に、風水害では、警報が発令される様な気象状況では、予め布団や家電製品など水没すると使えなくなるような家財道具を、2階や棚・テーブルの上などの高い場所に避難させるだけで、廃棄物となる事を防ぐことが可能です。

また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別が徹底できていれば、災害時においても排出抑制や分別への配慮が可能です。

このため、平常時から、住民に対し住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行います。

## 3 住民への情報伝達方法

住民への情報伝達にあたっては、あらゆる媒体を活用します。本町で活用する広報媒体は表2-12のとおりです。

表 3-12 広報手段（例）

対象者	広報手段
府内各課	府内放送、府内電話等
一般住民、被災者	防災行政無線、消防防災無線、広報車、報道機関、ホームページ、SNS、掲示板等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX等
報道機関	電話、FAX、文書、会見等

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用するなど、高齢者、障害者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容に配慮します。

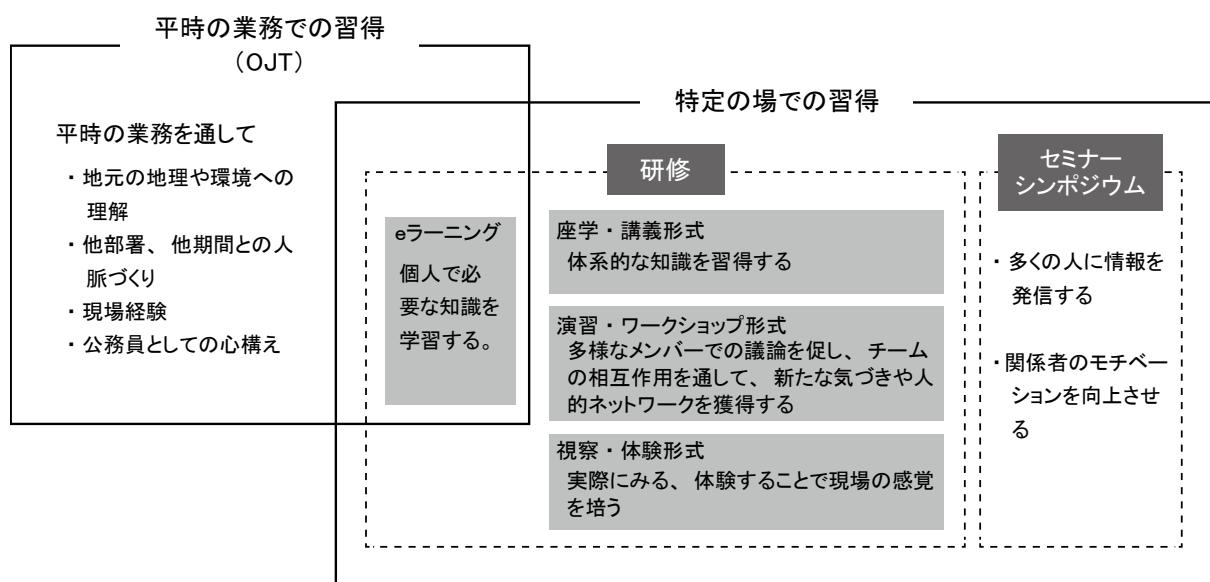
## 第4節 教育訓練・研修

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要があります。

そのため、本町においては、町職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施や、都道府県が開催する都道府県・市町村・民間事業者団体等の職員を対象とした研修に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について積極的に協力し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図ります。

災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例は、図 2-4 のとおりです。



出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」（国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ、令和元年10月時点）

図 3-4 災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例

## 第3章 災害廃棄物処理

### 第1節 発災後の処理体制の構築等

#### 1 町災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画を基本とし、災害廃棄物処理を担当する組織については、図3-1のとおりです。

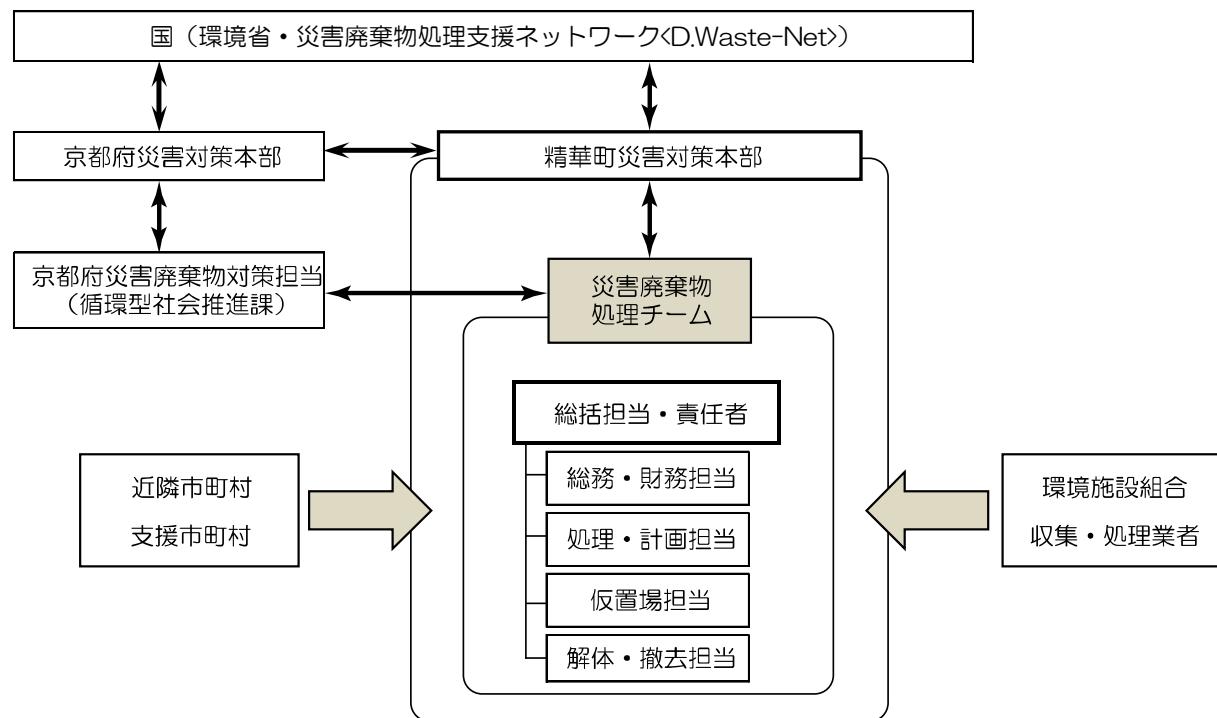


図3-1 災害廃棄物対策組織の構成（再掲）

## 2 災害廃棄物対策の担当組織

前項図 3-1 で示した災害廃棄物対策に係る組織の主な業務は、表 3-1 のとおりです。

表 3-1 各担当の主な業務（再掲）

部門	業務概要
総務・財務担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物処理業務全般の総括</li><li>・町災害対策本部・本部員会議への要請・協議</li><li>・庁内窓口、庶務、物品管理</li><li>・組織体制整備</li><li>・職員派遣・受入に係る調整</li><li>・被災状況の情報収集</li><li>・住民への広報・情報発信</li><li>・広域処理に係る連絡調整</li><li>・予算管理、契約事務</li><li>・国庫補助関係事務</li></ul>
処理・計画担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物発生量の推計</li><li>・し尿発生量の推計</li><li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li><li>・被災者の生活に伴う廃棄物の収集</li><li>・適正処理困難物等の処理ルートの確保</li><li>・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画</li><li>・災害廃棄物の収集業務管理</li><li>・処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）</li></ul>
仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮置場用地の選定・確保</li><li>・仮置場の設置</li><li>・仮置場の運営・管理</li><li>・仮設処理施設の整備・管理</li></ul>
解体・撤去担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路啓開の対応</li><li>・解体・撤去申請窓口対応</li><li>・被害判定の実施</li><li>・解体・撤去業者の選定</li><li>・解体・撤去工事の委託・管理</li></ul>

## 第2節 道路啓開<sup>3</sup>

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺していることが想定されます。道路交通の麻痺は人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の搬出・運搬についても影響があります。

発災後は速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置場への搬送に努めます。

---

<sup>3</sup> 道路啓開とは、災害で道路ががれきや土砂等で塞がれている場合や、道路に段差が生じている場合などに、緊急車両等が通行できるように、最低限のがれき処理や簡易な段差修正等により、救援ルートを開けることをいいます。

### 第3節 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分

避難所で発生する廃棄物は、ごみ処理施設及びし尿処理施設へ搬出されるまでの間は、原則として避難所に保管します。避難所から処理施設への運搬について、平常時の収集ルートが使用できない場合等については、府が指定している緊急輸送路等を活用します。

避難所を含む生活ごみは、原則として平常時と同様に収集し、処理・処分を行います。このため、平常時に避難所ごみの収集計画について検討し、避難所開設時には速やかに避難所ごみの収集体制が構築できるように準備します。

そのため、平常時の収集運搬体制、処理体制が確保できない場合は、必要に応じて府や応援自治体、民間事業者等へ支援要請を行います。なお、その場合生ごみなど腐敗性のごみが含まれる燃やすごみの収集・運搬体制の確保を優先し、衛生面で問題の無い燃やさないごみや資源ごみ等については、各家庭や避難所等での保管をお願いする場合もあります。

なお、被災して壊れた家具などの粗大ごみは、片付けごみとして処理するため、通常の収集を停止し仮置場への搬入をお願いする場合があります。

また、避難所で発生する廃棄物の種類及び管理方法については、表3-3のとおりです。

表3-2 生活ごみの処理優先順位

優先度	ごみ種類	備考
↑ ↓ 高 低	感染性廃棄物	感染症患者の使用したマスクや紙おむつ等
	携帯トイレ、紙おむつ	密閉し、他の燃やすごみとは分けて保管する
	燃やすごみ（生ごみ）	水分はできるだけ切り、密閉して保管する
	燃やすごみ（生ごみ以外）	
	燃やさないごみ、資源ごみ	ペットボトル等は内部を灌いでから保管する

表 3-3 避難所ごみの分別方法

時間対応	初動期（発災直後）		応急対策期 通常運用まで
	集積所（持込）	回収再開時	
<b>可燃ごみ</b>			
食品ごみ	●「可燃ごみ」として、 回収（回収再開の見込み が立つまで）	●「可燃ごみ」として、 頻度を減らして回収	●「可燃ごみ」として、 頻度を減らして回収
おむつ・衛生用品			
腐敗性の高い物			
容器包装材	○可能な限り保管を依頼		
その他（非腐敗性）			
<b>分別回収ごみ（資源系）</b>			
紙類	△	△	△
プラ製容器包装	△	△	△
缶・びん・ペットボトル	△	△	○回収を限定して回収
<b>有害廃棄物・医療系廃棄物</b>			
廃電池類	△	△	○回収を限定して回収
廃蛍光管類	●割れた物は梱包・ラベリングして分別排出		○回収を限定して回収
医療系廃棄物（家庭）	●梱包・ラベリングして分別排出		
他の有害廃棄物 (生活復旧に支障を 来す)	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他	○可能な限り保管を依頼		

●：最優先すべき ○：優先すべき △：優先順位は低い

出典) 廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を一部修正

## 第4節 し尿処理

災害発生時の生活排水処理についても、基本的には平常の処理・収集作業を行います。

避難所が設置され、避難者数が多い場合については、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想定されるため、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとします。

し尿の収集については、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握した上で、行政組合と協議しつつ収集処理計画を検討します。

収集処理計画については、浄化槽汚泥の収集を含め、大谷処理場以外での処理（大型タンクローリ等による一時貯留等）の検討等も踏まえ、収集から処理までの一体的な計画とします。

収集運搬の実施主体は、原則行政組合によるし尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合については行政組合と協議しつつ府へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保します。

処理は、原則大谷処理場で行うものとしますが、施設の破損による一時稼動停止や受入能力を超える場合については、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施、若しくは搬入を遅らせても影響の少ない箇所に対しては受入制限を行うほか、被害状況や各種処理可能方法について、行政組合と協議した上で、収集処理計画を策定し実施します。

また、携帯トイレ、簡易トイレの使用で発生した汚物については、紙おむつ同様に汚物はできるだけ取り除いた状態にしてもらい、燃やすごみとは分けて保管・収集して、環境の森センター・きづがわで処理することとします。

## 第5節 災害廃棄物処理

### 1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画です。

災害廃棄物処理実行計画で整理する項目は、表 3-4 のとおりです。

表 3-4 災害廃棄物処理実行計画の項目

1 概要と方針 (1) 計画の目的 (2) 計画の位置付け  (3) 計画の期間  (4) 計画の見直し	本計画に基づき記載  対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間  随時、災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行います。
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況 (1) 地域内の被災状況 (2) 災害廃棄物の発生状況	策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針 (1) 基本的な考え方  (2) 処理期間  (3) 処理体制  (4) 処理フロー	①適正かつ円滑・迅速な処理、②環境に配慮、 ③安全性の確保、④リサイクルの推進による最終処分量の減量化等  概ね 3 年を目処  府内の組織体制以外にも、周辺自治体や産廃処理事業者の連携等も整理します。  種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法 (1) 災害廃棄物の集積  (2) 災害廃棄物の選別  (3) 災害廃棄物の処理・処分	仮置場の設置、運営方法の整理  仮置場での分別区分とその手法の整理  廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

## **2 発生量・処理可能量**

災害発生時における災害廃棄物の発生量推計は、実際の被災状況に応じて表1-6及び表1-7で示した原単位を利用して推計します。建物の被害棟数などを推計するためには、災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本とします。

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況及び被災状況を把握し試算しますが、環境の森センター・きづがわ等の既存の廃棄物処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、府や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行います。

## **3 収集運搬計画**

平常時より、地元の建設業協会や産業資源循環協会等との協力体制を確保するとともに、協力体制が敷かれた協会等が保有する収集運搬車両や重機を事前にリストアップしておきます。

発災後は速やかに、利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を確認します。また、収集運搬計画を策定する際には、収集運搬車両や重機の燃料確保についても考慮します。

生活ごみについては、被災状況に応じて平常時の収集ルートやスケジュールの変更を検討します。あわせて設置された避難所の状況に応じて、避難所ごみの収集ルートについても検討します。

片付けごみ、解体がれきについては、住民自ら自宅・被災現場から仮置場への運搬を行うことを基本としますが、被災状況によっては協力を要請した建設業協会や産業資源循環協会に片付けごみや解体がれきの収集・運搬を依頼します。

また、二次仮置場が設置された場合の一次仮置場から二次仮置場への運搬、仮置場から処理施設や再生利用先又は最終処分先への運搬については、産業資源循環協会等への委託も含めて、町が自ら実施します。

## 4 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針は、表 3-5 のとおりです。

発生から概ね 3 年以内の処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

表 3-5 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

### (1) がれき類の処理・処分

被害状況から災害廃棄物の種類別に発生量を推計し、その発生量に応じて適切に処理方針を整理します。

比較的被害規模が小さく、可燃物や粗大ごみ程度の不燃物が主体の場合は、平常時のごみ処理同様に環境の森センター・きづがわや処理業者での処理を基本として、廃棄物の性状や量に応じて適宜民間処理会社への委託処理を行い、適切に処理・処分を進めます。

なお、建物の解体に伴うコンクリートがら、金属くずについては、環境の森センター・きづがわでは処理できないため、支援協定を締結している民間の産業廃棄物処理施設で処理を行います。

### (2) 再資源化

災害応急時においても、可能な限り災害廃棄物等の分別を行い、再資源化を図ります。

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとの留意点に配慮し、処理と再生利用、処分を行います。

災害廃棄物等は、様々な種類の廃棄物から構成されることから、平常時において産業廃棄物処理業者などの民間事業者との協力体制構築について検討します。

### (3) 最終処分

本町では、不燃物の処理について大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の処分場にて埋め立て処分を行っています。災害廃棄物についても、基本的には平常時と同様に環境の森センター・きづがわでの焼却残さ含めて、フェニックスでの埋立を行います。

なお、施設の被災などで不燃物の処理が行えない場合は、広域的に処分を行う必要が考えられるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等との活用も含めて検討するほか、最終処分場の確保が困難な場合は、府に対して支援を要請し、適切な最終処分を行います。

## 5 広域的な処理・処分

環境の森センター・きづがわほか、平常時の廃棄物処理施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、周辺自治体等への支援を要請します。

支援要請に際しては、第2章第2節に基づき対応します。

## 6 有害廃棄物・処理困難物等

有害廃棄物・処理困難物については、基本仮置場には持ち込まない様に周知します。また、災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場の指定する場所に一時保管します。

有害廃棄物・処理困難物等の処理方法は、表3-6のとおりです。

表 3-6 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

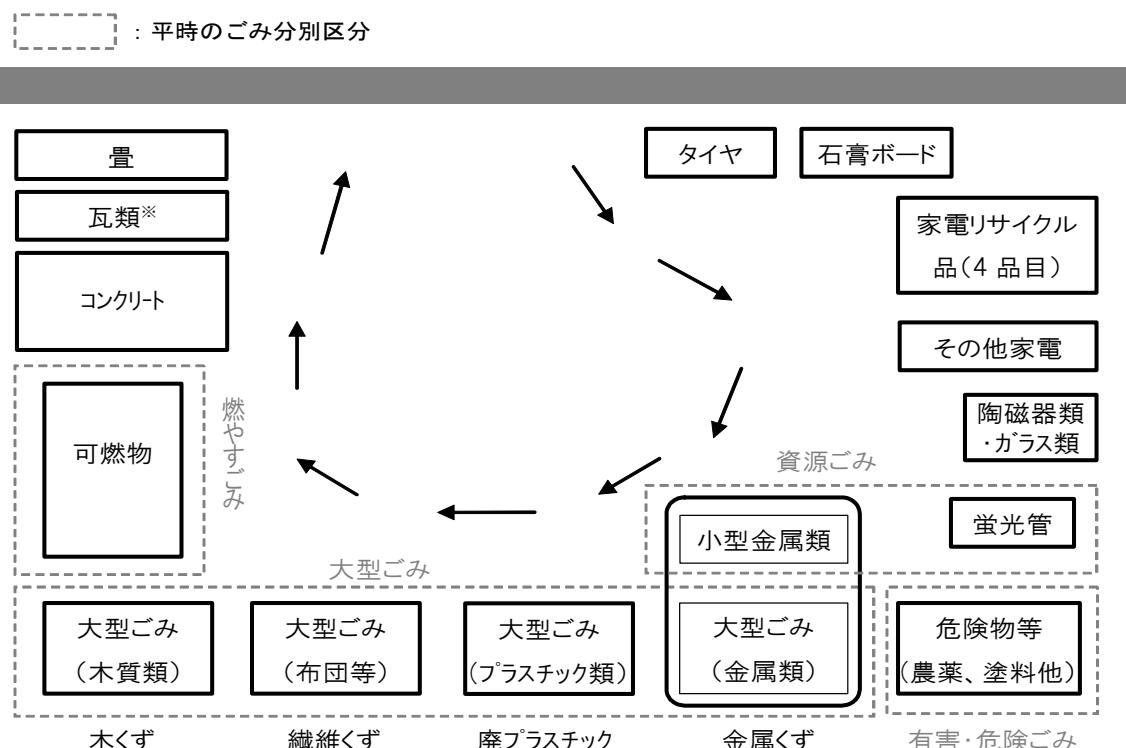
種類	処理方法
廃アスベスト等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃アスベスト等は仮置場に持ち込まない。</li> <li>・被災した建物の解体前には、アスベストの事前調査を行い、アスベストの使用が確認された場合は、解体がれき類にアスベストが混入しないように適切に除去を行い、廃アスベスト等またはアスベスト含有廃棄物として適正に処分します。</li> <li>・仮置場の災害がれき中にアスベストを含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認します。</li> <li>・建物の解体・撤去及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、アスベスト暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行います。</li> </ul>
廃 PCB 及び PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃 PCB 及び PCB 廃棄物は仮置場に持ち込まない。</li> <li>・PCB を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や、解体・撤去作業中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物と混同しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。</li> <li>・仮置場の災害廃棄物中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物と混同しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡します。</li> <li>・仮置場の災害廃棄物中に、PCB 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器が見つかった場合は、PCB 廃棄物とみなして対応します。</li> <li>・管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、町が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理します。</li> </ul>
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時は、水没した便槽等からのし尿・浄化槽汚泥等水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生する傾向にあり、腐敗の進行が早く、衛生上の問題もあることから、優先的に焼却等の処理を行います。</li> <li>・焼却等が困難な場合、悪臭防止のため消石灰を散布した後に腐敗性廃棄物を置くことや、廃棄物の密閉容器やフレコンバッグによる保管を行う等、関連法令に留意して衛生環境を確保しながら処理を行います。</li> </ul>
その他有害物 及び危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行います。</li> <li>・有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡します。</li> <li>・スプレー缶、カセットボンベ等の危険物や、プラスチック、塗料等数多くの製品に含まれる化学物質による事故が起きれば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあることから、危険物の分別収集の周知徹底等に努めます。</li> </ul>

## 第6節 仮置場の運営・管理

仮置場の運営における留意点とその対策は表3-7、一次仮置場の配置例は図3-2のとおりです。

表3-7 仮置場運営における留意点

留意点	対策	備考
粉塵の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>散水の実施</li> <li>仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置</li> <li>フレコンバッグに保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散水によるトラフィカビリティの悪化に注意</li> <li>住宅地に近接する場合は、粉じんだけでなく騒音にも配慮</li> </ul>
土壤汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートを設置</li> <li>排水溝及び排水処理設備等の設置を検討</li> <li>仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壤汚染防止に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場使用開始前に、土壤汚染調査もしくは土壤サンプルの採取を実施</li> </ul>
発火・火災防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>畳や木くず、可燃混合物を固めて高い山にして、長期保管することは極力避ける</li> <li>特に混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、定期的にモニタリングを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散水により、化学反応や微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要</li> </ul>



出典)「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」(京都府府民環境部循環型社会推進課)

図3-2 一次仮置場配置例

### 【仮置場運営上の注意点】

- ◆ 保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壤汚染防止対策を検討する。
- ◆ 仮置場の選定は、候補地リストの中から、町災害対策本部内で調整の上で行う。
- ◆ 仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壤調査をしておくことが望ましい。
- ◆ 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- ◆ 仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆ 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ◆ 分別が出来てない状態で搬入した場合、仮置場での荷下ろしに時間がかかるため、分別車両を優先するなど、分別搬入の徹底呼びかけを行う。
- ◆ 一次仮置場では、自家用車での搬入待ちによる渋滞を防ぐため、十分な広さの待機スペースを設ける。
- ◆ 生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆ 仮置場の運営・管理は、早期に産業資源循環協会等への外部委託を検討する。

## 第4章 その他

### 第1節 感染症対策

災害廃棄物の処理・処分に際しても、新型コロナウイルスやその他感染症の感染拡大防止のため、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月 環境省 環境再生・資源循環局）などのガイドラインを参考にし、感染拡大防止について適切に対策を行います。

感染症対策として注意すべき廃棄物の例として、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物（例）は、表4-1のとおりです。

表4-1 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物（例）

主な廃棄物（具体例）	特徴
<ul style="list-style-type: none"><li>・感染者の生活系廃棄物（感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したマスクやティッシュ</li><li>・食事などの際に利用した使い捨ての食器</li><li>・排泄物が付着したおむつ、し尿等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭及び事業所は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。</li><li>・感染拡大に伴って発生・増加する。（なお、感染拡大に伴う外出自粛等により、左欄以外の通常の廃棄物は家庭において増加し、事業所において減少する傾向がある。）</li></ul>

出典：「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

（令和2年9月 環境省 環境再生・資源循環局）一部編集

### 1 廃棄物排出時の対策

廃棄物排出時における具体的な感染防止策としては、廃棄物に直接触れないこと及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどが重要です。

なお、これらの廃棄物を出すときには次の5つのことを改めて意識することが重要なため、これら注意事項について、住民への広報や避難所への掲示を行うことで、感染防止を図ります。

- ・ごみ袋の口は、しっかりと縛って封をすること（廃棄物が散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなる。）
- ・ごみ袋の空気を抜いて出すこと（収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくするとともに、収集車内での破裂を防止できる。）
- ・ごみ袋はできるだけ二重にして利用すること（袋に破れがある場合などでも密閉性を確保できる。）
- ・生ごみの水切りをすること（廃棄物の量、重さを減らすことができる。）
- ・廃棄物の減量に努めること（外出自粛を受けて家庭からの廃棄物の量が増加しがちであるところ、廃棄物の量を減らすことができる。）

なお、感染症の疑いがある住民から発生したごみや、感染者が発生した避難所からのごみについては、通常は資源ごみとしている、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等についても燃やすごみとして焼却処分としますが、詳細については環境施設組合と協議を行います。

## 2 ごみ処理時の対策

処理作業及び事務作業等における共通の対策として、職員やボランティア参加者などに対して、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスク・手袋の着用及び手洗い）を含む新しい生活様式の実践を心がけてもらうとともに、廃棄物処理体制の構築に当たっては、ローテーション制を導入し出勤する職員の数を極力少なくし、備品のうち他人と共用する物品等については消毒を徹底するなどの配慮を行います。

また、ボランティア参加者に対しても、日々の健康状態の確認のほか、人混みや繁華街への不要不急な外出の自重及び帰宅時の手洗い・うがい等の徹底についても心がけてもらいます。

廃棄物の収集・運搬、処理・処分に係る施設や設備等の維持管理・点検などへの従事者の感染防止策としては、以下の対策を講じます。

- ・廃棄物の収集、運搬、手選別及び運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う際の手袋、マスクその他の個人防護具及び肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用（気温の高い時季は、感染対策を講じた上で、こまめな水分補給などの熱中症対策も実施）
- ・作業終了後の手洗い及び手指消毒等の実施
- ・運搬車両や施設等のうち手や手袋等の防護具が触れる箇所の清掃及び70%以上濃度のアルコールや0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒の実施（対象の感染症により有効な消毒液が異なるので注意すること）
- ・休憩、着替え及び車両による移動等の際の3密の回避、換気の実施並びにマスク未着用での近距離での会話の自重

## 第2節 処理事業費等

### 1 補助金申請

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要なことから、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となります。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業があります。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、府と連携して円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行います。

災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要なため、必要な人員確保に留意します。

表 4-2 補助金の概要

#### 【災害等廃棄物処理事業費補助金】

##### (概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

- ①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
- ②補助率 1／2
- ③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 第22条

##### (参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・ 清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・ 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
- ・ 平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加

#### 【廃棄物処理施設災害復旧費補助金】

##### (概要)

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

- ①事業主体 市町村、廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社
- ②補助率 1／2
- ③補助根拠 予算補助（東日本大震災は法律補助）

##### (参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

- ・ 平成5年度まで及び平成8年度以降は流用により対応
- ・ 平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について補正予算対応
- ・ 平成26年度予算から当初予算に計上

表 4-3 災害等廃棄物処理事業国庫補助金について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> <li>○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> </ul>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	<p>指定市：事業費 80 万円以上、市町村：事業費 40 万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○降雨：最大 24 時間雨量が 80 mm 以上によるもの</li> <li>○暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上によるもの</li> <li>○高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等</li> </ul>
補助率	1 / 2
財務局立会	あり
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。</li> <li>○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。</li> </ul>

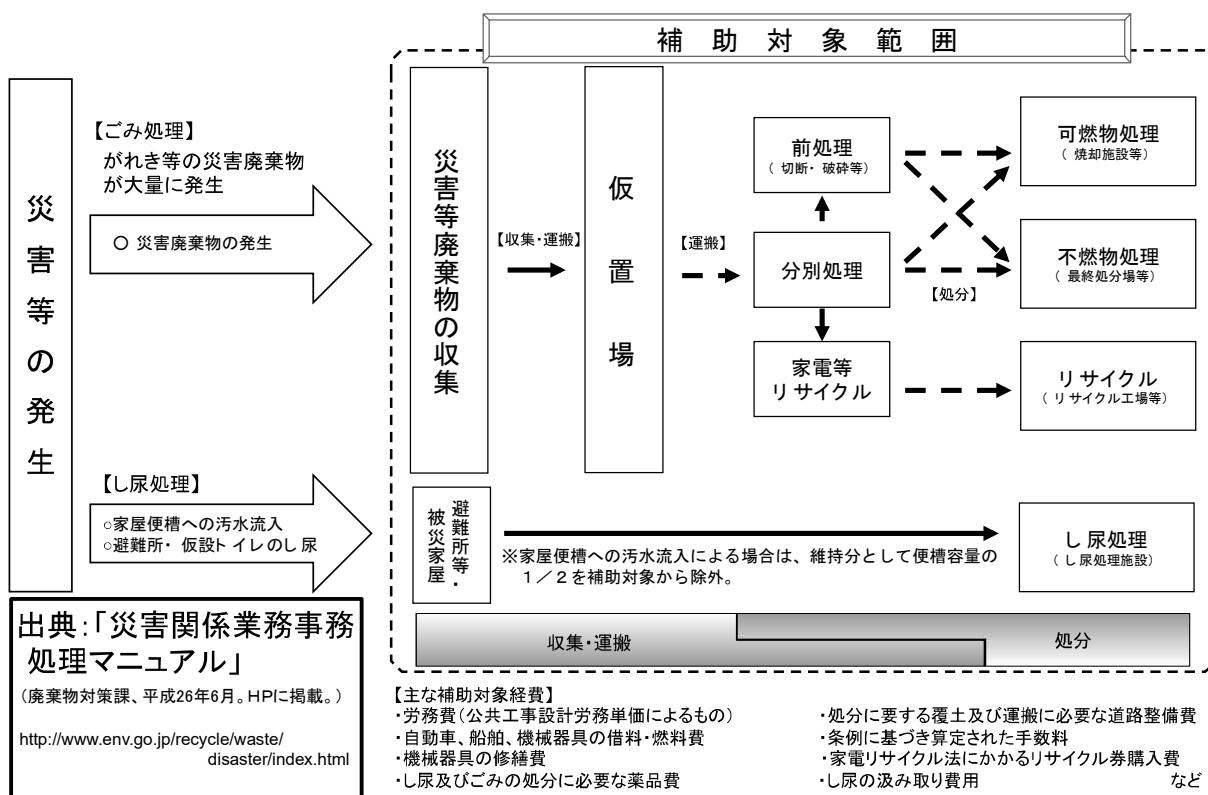


図 4-1 災害等廃棄物処理事業費補助金について（補助対象範囲の概要）

## **2 町の補正予算**

災害等廃棄物処理事業を進めるにあたり、町の廃棄物担当部門の予備費では収まらず、補正予算を編成することが想定されます。

また、補正予算は単に災害等廃棄物処理にとどまらず、インフラの復旧や避難所の運営経費等、それぞれの担当部局が財政部門と協議を重ねることとなります。そのため、特に歳入の柱となる各省庁の補助制度については、担当部局及び財政部門とも十分に理解する必要があります。

災害対策という急施を要する状況では、地方自治法第179条専決（処分）が用いられた例もあり、災害廃棄物処理費用が多額に上る際には、費用の必要性と根拠を多方面に説明し、理解を得て慎重に対応する必要があります。

### 第3節 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

被災家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、私有財産の処分に当たるため原則として、所有者の責任によって行います。ただし、国が特例措置として補助金の支出対象とした場合は、所有者に変わり町が撤去（必要に応じて解体）を実施します（公費解体）。

なお、公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示します。

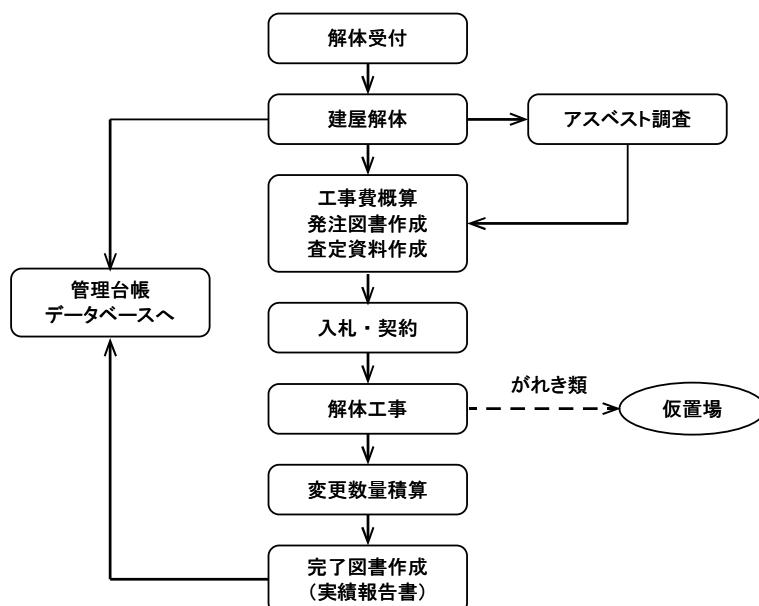
損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）にあたっては、重機による作業・設計・積算・現場管理等が必要となるため、事業部など土木・建築関係部局を含めた対応をとる必要があります。

損壊家屋等の解体・撤去に係り検討が必要な事項を表4-4に示すと共に、家屋・建屋等の解体は、図4-2の手順により行うものとします。

表4-4 損壊家屋等の解体・撤去に係る検討すべき事項

項目	検討事項
対象案件の選定	①公費解体の対象はどういうものか（環境省の基準を確認） ②具体的な対象事例または除外する事例の絞り込み （例：敷地の地割のみで建物被害のないものは除外） ③基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み ④敷地境界、解体物の特定
ルール作り	①公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定 ②申請受付期間の設定 ③公費解体後の登記の扱い等
受付体制	①職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等の方針決定 ②受付期間に応じた受付場所の確保 ③申請受理後の書類審査、現地調査体制の決定 ④住民向け広報の手法と時期、内容の検討 （家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続等も含む） ⑤家屋解体事業者と申請者、本町の3者現地打合せの方法 ⑥解体前に申請者のすべき事項の策定 ⑦解体後に発生する廃棄物の受入・処分体制の確認
賃貸物件や集合住宅の公費解体	①所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書） ②入居者の退去予定期の明確化 ③退去（見込）者の住居相談対応

出典)「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」(環境省東北地方環境事務所)



出典)「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」(京都府府民環境部循環型社会推進課)

図4-2 家屋・建屋解体の流れ

## 1 解体受付・確認・台帳作成

- ・ 災害証明において「全壊又は大規模半壊」（所有者個人が居住する住居であれば半壊も対象）と判定された建屋を対象とし、解体申請者の申出により、解体建物を特定します。
- ・ 解体申請受付前に家屋所有者等が実施したものであっても補助金等の対象となる場合があるので、申請者から解体費用算出までの書類等（契約書や写真等）を入手します。
- ・ 受付時に当該建屋の権利者が複数の場合、トラブルの未然防止のため、申請者は全ての権利者から同意書等を取得します。
- ・ 受付時には、損壊家屋を特定するための位置や災害査定の金額を算定するうえで必要な事項（基礎撤去の有無、地下構造物の有無、構造、階数、建築面積等）を詳細にヒアリングします。
- ・ 受付を行った物件についての登記事項証明書（要約書）を添付させ（公用申請にて入手し）、必要項目の情報把握、突き合わせを行います。
- ・ 申込みリスト、同意書情報、申込者への電話確認情報をもとに、現地において家屋の目視確認を行い、付属物・工作物、敷地内災害廃棄物、ライフライン状況の確認及び写真撮影を行います。
- ・ 現地確認は申請者、自治体及び解体業者の3者立会のもとを行い、解体内容について確認（同意書を作成）します。
- ・ また、建屋確認で得られた建屋情報及び解体内容について管理台帳を作成します。
- ・ 解体完了後は、申請者、自治体及び解体業者の3者が立ち会い、申請者に確認書に署名してもらいます。
- ・ なお、発災当初の不明者捜索等にあたっては、「がれき化」したものを所有者の同意なしに撤去することや、撤去予定の表示をした上で撤去するケースもあります。

## 2 アスベスト含有の調査

申込書物件のうち、堅牢建物区分、家屋課税台帳の鉄骨造・RC造の建物を抽出し、現地にてアスベスト含有の可能性を全棟目視確認にて調査します。アスベストは屋根瓦、屋根用波板、石膏板、天井用化粧板等に使用されています。アスベスト含有の調査の結果、含有の可能性のある物件は、1棟あたり数個のサンプルを採取します。

調査の結果、アスベスト含有が確認された場合は、工事内容にアスベスト対応を記載します。なお、調査にあたっては防塵マスク等の安全対策に万全を期す必要があります。

## 3 工事費積算、発注図書作成、査定資料作成

環境省基準にて積算を行うにあたり、これまでの実績金額及び他自治体事例等を参考に、適切な工事費を算定するために、項目設定や単価設定の検討を行います。

工事費積算書、管理台帳より発注図書を作成します。

補助金申請に必要な査定資料として、数量、単価根拠等を取りまとめます。

アスベスト調査でアスベストが確認された建物についてはアスベスト対応についても発注図書に記載します。

## **4 入札・契約・解体工事**

条例に従い、入札を実施します。この際、解体を希望するエリアごとに発注を進めると効率的に解体を進めることができるとともに、申請者への解体準備の期限を示すことができることとします。

なお、解体工事の契約は申請者、落札者、自治体の三者契約とします。

工事の実施にあたっては、できる限り申請者及び自治体の立会のもとに実施し、思い出の品などの廃棄については、申請者の意向を確認したうえで工事を実施します。

## **5 変更数量積算・完了図書作成**

実績に基づき数量を積算し、変更があった場合には変更数量積算を行い、設計変更契約を行います。解体工事が完了した段階で、工事完了図書を作成します。工事完了図書は補助金実績報告書としても活用可能なものとします。

## 第4節 その他

### 1 環境対策、モニタリング、火災防止対策

生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物処理施設、廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、大気、騒音・振動、土壤、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、住民及び処理業者へ情報の提供を行います。モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、平常時に検討した内容をもとに、被災状況を踏まえ設定します。

災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の見直しを行います。

災害廃棄物に係る一連の処理・処分に伴う、大気質、騒音・振動、土壤、臭気、水質等に対する環境影響と要因は、表4-5のとおりです。

表4-5 災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気質	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体、撤去作業に伴う粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物（建材等）の解体に伴う飛散</li> </ul>
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響</li> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散</li> </ul>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響</li> <li>・中間処理作業に伴う粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物（建材）の処理によるアスベストの飛散</li> <li>・保管廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生</li> <li>・（仮設）焼却炉の稼働に伴う排ガスによる影響</li> </ul>
騒音 振動	被災現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体、撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音、振動の発生</li> </ul>
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音、振動</li> </ul>
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場での運搬車両の走行による騒音、振動の発生</li> <li>・仮置場内での破碎・選別作業における重機や破碎機等の使用に伴う騒音、振動の発生</li> </ul>
土壤等	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の保管廃棄物からの有害物質等の漏出による土壤への影響</li> </ul>
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の保管廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響</li> </ul>
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の保管廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> <li>・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共水域への流出</li> <li>・焼却炉（仮設）の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水（排水）の公共水域への流出</li> </ul>
その他	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管廃棄物（混合廃棄物、腐敗性廃棄物等）による火災発生</li> </ul>

## 2 思い出の品等

### (1) 思い出の品や貴重品

風水害で漂着したり、道路啓開で回収された廃棄物には、思い出の品や貴重品が混じっている場合があります。

これら思い出の品や貴重品は、安易に廃棄物として処理を行わず、仮置場とは別に保管場所の確保を行い、ある程度の洗浄を行った後、保管・広報・返却等を行います。

貴重品類の取扱いについては、警察と連携をはかります。

歴史的遺産、文化財等が含まれる場合は、他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底します。

表 4-6 思い出の品等の取扱いルール

項目	取扱いルール等
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

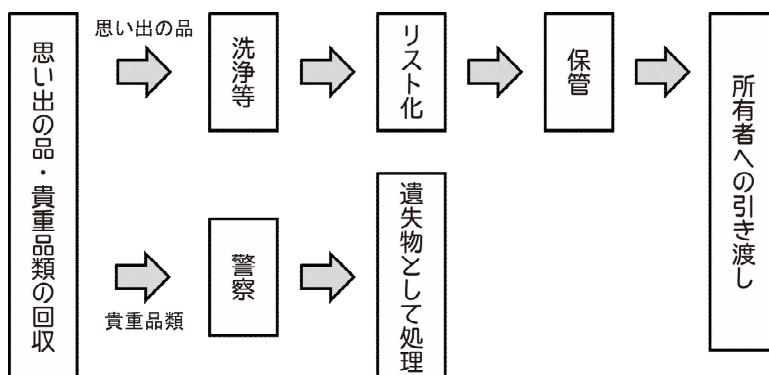


図 4-3 思い出の品等の対応の流れ

### (2) 愛玩動物等の死体

災害により死亡した愛玩動物等の死体は、公衆衛生の観点からできるだけ早く火葬等の処理を行う必要があります。飼い主が判明している場合は、飼い主にできるだけ早く対応をお願いしますが、被災状況によっては処理手数料の減免等の措置を講じて、町で引き取り処理することとします。

また、水害等で飼い主が不明な死体が見つかった場合は、死体の確認場所や個体の特徴等を記録し、腐敗が始まる前に適切に火葬等の処理を行うほか、思い出の品等の保管場所など

で対応状況を公開します。

### **3 処理計画の見直し**

本計画は、国の指針や本町地域防災計画、京都府災害廃棄物処理計画が改定された場合や訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、状況の変化に応じて、適宜見直しを行います。